

第19回入善町農業委員会議事録

令和7年2月7日午後13時30分から第19回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 13名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	4番 森 下 さゆり	5番 森 下 吉 光
6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅
11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫	14番 前 田 俊 彦
16番 亀 田 英 司			

欠席委員 4名

3番 寺 田 晴 美	15番 永 山 美 和	17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春
------------	-------------	-------------	-------------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会 主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会 主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第66号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第67号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第68号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。4日から雪が降りだして、3日間の除雪大変だったと思います。穏やかな正月を迎えて、暖かい1月だったのですが、こういった現状が来るとは思いもしませんでした。本来ならこれが当たり前の生活なんだろうと思い知らされます。また、暖冬という気候の中で、病虫害がどうなるのかという懸念があったのですが、この雪、寒さでどのくらい効果があるかはわかりませんが、無いよりはよいのだろうと期待を込めて春を待ちたいと思います。まだしばらく雪が続くと聞いておりますので、除雪等での怪我に十分注意していただいて、体調管理に気を付けていただければと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番森下吉光委員と6番上田委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第3、議案第66号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第66号、農地法第5条の規定による意見進達について、次の通り申請があったので審議を求めます。

申請者は入善町小摺戸〇〇〇 〇〇〇 〇〇さん
借受人は黒部市〇〇〇〇 株式会社 〇〇さん

申請地は入善町小摺戸〇〇〇、外2筆の計3筆、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積14,864㎡
転用目的は陸砂利採取になります。
契約内容は賃借権の設定。

申請者の株式会社 〇〇さんは、土木建築請負業を中心に土石採取・販売業など、様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。

今後、2か年の計画期間で、14,864㎡の申請地から、78,900㎡の砂利を採取し、94,680㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、耕作者、地区代表者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員による意見書の確認印は、小林委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。小林委員より説明をお願いします。

小林委員

12月2日、〇〇〇〇土石業協同組合が窓口となり、株式会社〇〇さんの一時転用の許可申請の確認がありました。当該の陸砂利採取につきましては、2期4年間の計画を予定しています。位置図を見ていただいて、上の方が町道、下の方が朝日公園線ということで、現在、白地になっている朝日公園線側の田と合わせて2期4年の計画を持っているということでした。農地所有者の〇〇〇〇〇さんにも同意を得ていることを確認し、関係書類も確認して、農業者へのメリットも大きいということでハンコを押しました。ただ一点、過去に埋め戻しの土砂が著しく変化したことがあったということで、埋め戻しの計画も確認しております。埋め戻し工事の際には、目視や担当者に確認していきたいと考えております。以上です。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

土壌改良は分かるんですが、基盤整備も関係あるんですか。あぜを抜いたりとか。

小林職務代理者

そういったことはないですが、コンクリ畦畔をしっかりとってくれるということで、基盤整備から50年が経過しているので、劣化した畦畔が新しくなるということで農業者にメリットが大きいという意味です。

議長（米山 義隆）

2年間の賃借ということですか。

小林職務代理者

2期といいましたが、2期目は相続の関係で目途が立っていないということですが、2年間の間に整理がつけば、2期目に残りの筆にかかりたいということです。

議長（米山 義隆）

残りも〇〇〇さんですか。

小林職務代理者

3筆とその上が〇〇〇さんで、残りの筆が未相続で今相続手続きの最中ということです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第66号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第67号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第67号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。

令和7年2月7日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

今回は、件数が多いため別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、65件、154筆、222,507㎡

再設定は、2件、3筆、5,115㎡
合わせて67件、157筆、227,622㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

〇〇〇〇営農の件数が多いですね。

小林職務代理者

一応、状況を説明しますと、これまで非組合員の仲間田があったのですが、令和7年度から公社を通す方法のみになりますので、今年度中に相対契約にしたということになります。

議長（米山 義隆）

ありがとうございます。
自分の担当地区について、確認していただければと思います。

森下さゆり委員

〇さんも同様ですか。

事務局

そうですね。来年度からは公社通しになるので、今年度中に相対契約にしたいということでした。

議長（米山 義隆）

ほかになにか質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第67号農用地利用集積計画の決定について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第68号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第68号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」、入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農地の所有権移転については、農地法第3条によるものと、農地中間管理機構の農地売買等事業、いわゆる特例事業を利用した農業経営基盤強化促進法によるものがあります。特例事業は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農業経営に従事する就農者であること等の条件を満たせば、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積等

議案第68号の所有権移転は、この特例事業を利用した所有権移転です。

なお、議案の１番に含まれている用悪水路についてですが、県農林水産公社に確認したところ売買する田と隣接しており、用途が農業用であれば、特例事業を利用できるとのことでした。

また、今回の案件は所有者の〇〇〇 相続財産管理人 〇〇〇〇さんから県農林水産公社に所有権移転されたものであり、昨年10月の総会にて皆様にご審議いただいたものです。

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

事務局

(農業委員会研修会について)

事務局

(標準賃借料等の算定について)

事務局

(活動記録簿について)

議長(米山 義隆)

その他、何かご意見等はありませんか。

議長(米山 義隆)

ないようですので、これをもちまして、第19回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年3月10日月曜日、午後1時30分になります。

(閉会 午後2時20分)

--